

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 16



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (建 築 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (建 築 課 取 扱 い) 6

規 則

鹿 児 島 県 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 45 号

鹿 児 島 県 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 (平 成 4 年 鹿 児 島 県 規 則 第 25 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 1 条 の 2 中 「 住 宅 が 評 価 方 法 基 準 (平 成 13 年 国 土 交 通 省 告 示 第 1347 号) 第 5 の 5 の 5 - 1 (3) の 等 級 4 の 基 準 を 満 た す 措 置 」 を 「 次 の と お り 」 に 改 め , 同 条 に 次 の 各 号 を 加 え る。

(1) 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 (平 成 27 年 法 律 第 53 号) 第 30 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 誘 導 基 準 を 満 た す こ と。

(2) 気 候 風 土 , 高 層 等 に よ り 合 理 的 な 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 活 用 が 困 難 で や む を 得 な い 場 合 等 を 除 き , 太 陽 光 発 電 設 備 (敷 地 内 に 設 置 し た 太 陽 光 発 電 設 備 の 活 用 も 含 む 。) を 行 う こ と。

第 1 条 の 9 第 1 号 ア (イ) 中 「 4 級 」 を 「 6 級 」 に 改 め , 同 号 ア (イ) 中 「 又 は 2 級 」 を 「 3 級 ま で の い ず れ か 」 に 改 め , 同 号 ア に 次 の よう に 加 え る。

(イ) 難 病 等 (障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 施 行 令 (平 成 18 年 政 令 第 10 号) 第 1 条 に 規 定 す る 特 殊 の 疾 病 を いう 。) に よ る 障 害 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 4 条 第 1 項 に よ り 主 務 大 臣 が 定 め る 程 度

第 1 条 の 9 第 3 号 中 「 中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 」 を 「 18 歳 に 達 す る 日 の 属 す る 年 度 の 末 日 が 到 来 し て い な い 」 に 改 め る。

第 2 条 の 2 第 2 項 中 「 第 11 条 第 4 項 」 を 「 第 11 条 第 3 項 」 に 改 め , 同 条 第 6 項 第 1 号 中 「 高 い 」 を 「 低 い 」 に 改 め , 同 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(緊 急 連 絡 人)

第 2 条 の 3 入 居 決 定 者 は , 入 居 者 と 連 絡 が 取 れ な い と き そ の 他 県 営 住 宅 の 管 理 に 支 障 が 生 じ た と き に 緊 急 連 絡 先 と な る も の (以 下 「 緊 急 連 絡 人 」 と いう 。) を 1 人 以 上 確 保 し な け れ ば な ら な い 。 た だ し , 知 事 が 特 別 の 事 情 が あ る と 認 め る 者 に つ い て は , こ の 限 り で な い。

第 3 条 第 2 項 を 次 の よう に 改 め る。

2 誓 約 書 に は , 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 し な け れ ば な ら な い。

(1) 緊 急 連 絡 人 が 個 人 で あ る 場 合 に は , 緊 急 連 絡 人 の 運 転 免 許 証 , 旅 券 そ の 他 の 本 人 で あ る こ と を 確 認 す る た め 知 事 が 適 当 と 認 め る 書 類 の 写 し

(2) 緊 急 連 絡 人 が 法 人 等 で あ る 場 合 に は , 知 事 が 別 に 定 め る 書 類

第 3 条 第 3 項 及 び 第 4 項 を 削 る。

第 6 条 を 次 の よう に 改 め る。

（緊急連絡人変更届等）

第 6 条 入居者は、緊急連絡人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに緊急連絡人を変更し、緊急連絡人変更届（別記第 5 号様式）に新たな緊急連絡人の運転免許証、旅券その他の本人であることを確認するため知事が適当と認める書類（法人等である場合には、知事が別に定める書類）の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 住所又は居所が不明となったとき。
- (3) その他緊急連絡人としての役割が果たせなくなったとき。

2 入居者は、緊急連絡人の住所又は氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）に変更があつたときは、速やかに緊急連絡人住所等変更届（別記第 6 号様式）に当該変更があつたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第 9 条第 2 項中「及び第 3 項」を削る。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

誓 約 書

1 入居者 は、次の表に掲げる県営住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿児島県営住宅条例及び鹿児島県営住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

なお、入居者及び同居者に係る管理上必要な情報を住宅管理人等に提供することに同意します。

県 営 住 宅 の 表 示			
団 地 名	県 営 団 地 棟 号		
構 造		間 取 り	
家 賃	円	敷 金	円

記

- (1) 毎月末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までにその月分の家賃を納付します。ただし、月の途中で県営住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付します。
- (2) 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- (4) 県営住宅を明け渡すときは、畳の表及び縁の取替え、ふすま及び障子の張替え並びに24時間換気扇フィルターの取替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。
- (5) 入居後3年を経過し、収入基準を超過している場合は、当該県営住宅を明け渡すよう努めます。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合(同居者が該当する場合を含む。)は、当該県営住宅を速やかに明け渡します。
- (7) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を得ます。
 - ア 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - イ 県営住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
 - ウ 県営住宅の模様替え又は増築しようとするとき。
- (8) 次に掲げる場合は、知事に届け出ます。
 - ア 県営住宅に入居したとき。
 - イ 緊急連絡人を変更しようとするとき。
 - ウ 緊急連絡人の住所又は氏名(法人等にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)に変更があつたとき。
 - エ 世帯員に出生、転出、死亡等の異動があつたとき。
 - オ 県営住宅又は共同施設に修繕(畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)の必要が生じたとき。
 - カ 県営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - キ 県営住宅を引き続き1月以上使用しないとき。
 - ク 県営住宅を明け渡すとき。

2 入居者 は、県営住宅の適正な管理のため、次の場合には、県が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。

なお、緊急連絡人 は、当該情報提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

- (1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
- (2) 入居者が家賃を滞納したとき。
- (3) 入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (4) その他入居者の行為によって県に損害を与えたとき。

緊急連絡人

住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 ()	-
フリガナ氏名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自署)	入居者との続柄又は関係	

住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 ()	-
フリガナ	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自署)	入居者との続柄	

氏 名	又は関係
年 月 日	
鹿児島県知事 殿	

入 居 者 住 所
氏 名

別記第 2 号様式の 2 を削る。

別記第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 6 条関係)

緊急連絡人変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

団 地 名 県 営 団 地 棟 号
入 居 者 氏 名

次のとおり緊急連絡人を変更したいので、鹿児島県営住宅条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

また、入居者 は、県営住宅の適正な管理のため、次の場合には、県が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。

なお、新緊急連絡人 は、当該情報提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

- (1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
- (2) 入居者が家賃を滞納したとき。
- (3) 入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (4) その他入居者の行為によって県に損害を与えたとき。

旧 緊 急 連 絡 人	住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 () -		
	フリガナ氏名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)	入居者との続柄又は関係	
新 緊 急 連 絡 人	住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 () -		
	フリガナ氏名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自署)	入居者との続柄又は関係	
変 更 の 理 由				

別記第 6 号様式中「連帯保証人異動届」を「緊急連絡人住所等変更届」に、「連帯保証人住所」を「緊急連絡人住所」に、
 「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」を

「法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に、「連帯保証人に異動」を「緊急連絡人の住所

等に変更」に、「鹿児島県営住宅条例第 12 条第 3 項」を「鹿児島県営住宅条例施行規則第 6 条第 2 項」に改め、同様式注中「、氏名若しくは勤務先 (法人)」を「又は氏名 (法人等)」に改め、「又は知事が別に定める事項のうち、該当するもの」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 46 号

鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成 9 年鹿児島県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（緊急連絡人）

第 2 条の 2 入居決定者は、入居者と連絡が取れないときその他特定公共賃貸住宅の管理に支障が生じたときに緊急連絡先となるもの（以下「緊急連絡人」という。）を 1 人以上確保しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 誓約書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 緊急連絡人が個人である場合には、緊急連絡人の運転免許証、旅券その他の本人であることを確認するため知事が適当と認める書類の写し
- (2) 緊急連絡人が法人等である場合には、知事が別に定める書類

第 3 条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 6 条を次のように改める。

（緊急連絡人変更届等）

第 6 条 入居者は、緊急連絡人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに緊急連絡人を変更し、緊急連絡人変更届（別記第 5 号様式）に新たな緊急連絡人の運転免許証、旅券その他の本人であることを確認するため知事が適当と認める書類（法人等である場合には、知事が別に定める書類）の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 住所又は居所が不明となったとき。
- (3) その他緊急連絡人としての役割が果たせなくなったとき。

2 入居者は、緊急連絡人の住所又は氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに緊急連絡人住所等変更届（別記第 6 号様式）に当該変更があったことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第 9 条第 2 項中「及び第 3 項」を削る。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

誓 約 書

- 1 入居者 は、次の表に掲げる特定公共賃貸住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿児島県特定公共賃貸住宅条例及び鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。
 なお、入居者及び同居者に係る管理上必要な情報を住宅管理人等に提供することに同意します。

特定公共賃貸住宅の表示			
団 地 名	団 地 棟 号		
構 造		間 取 り	
家 賃 (入 居 者 負 担 額)	円	敷 金	円

記

- (1) 毎月末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までにその月分の家賃(入居者負担額)を納付します。ただし、月の途中で特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は、当該明け渡し日までにその月分を納付します。
- (2) 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- (4) 特定公共賃貸住宅を明け渡すときは、畳の表及び縁の取替え、ふすま及び障子の張替え並びに24時間換気扇フィルターの取替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合(同居者が該当する場合を含む。)は、当該特定公共賃貸住宅を速やかに明け渡します。
- (6) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を得ます。
 - ア 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - イ 特定公共賃貸住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
 - ウ 特定公共賃貸住宅の様式替え又は増築をしようとするとき。
- (7) 次に掲げる場合は、知事に届け出ます。
 - ア 特定公共賃貸住宅に入居したとき。
 - イ 緊急連絡人を変更しようとするとき。
 - ウ 緊急連絡人の住所又は氏名(法人等にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)に変更があつたとき。
 - エ 世帯員に出生、転出、死亡等の異動があつたとき。
 - オ 特定公共賃貸住宅又は共同施設に修繕(畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)の必要が生じたとき。
 - カ 特定公共賃貸住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - キ 特定公共賃貸住宅を引き続き1月以上使用しないとき。
 - ク 特定公共賃貸住宅を明け渡すとき。

- 2 入居者 は、特定公共賃貸住宅の適正な管理のため、次の場合には、県が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。

なお、緊急連絡人 は、当該情報提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

- (1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
- (2) 入居者が家賃を滞納したとき。
- (3) 入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (4) その他入居者の行為によって県に損害を与えたとき。

緊急連絡人

住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 ()	-
フリガナ氏名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自署)	入居者との続柄又は関係	

住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 ()	-
フリガナ氏名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自署)	入居者との続柄又は関係	

年 月 日
鹿児島県知事 殿

入 居 者 住 所
氏 名

別記第 2 号様式の 2 を削る。

別記第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 6 条関係)

緊急連絡人変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

団 地 名 団地 棟 号
入 居 者 氏 名

次のとおり緊急連絡人を変更したいので、鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

また、入居者 は、特定公共賃貸住宅の適正な管理のため、次の場合には、県が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。

なお、新緊急連絡人 は、当該情報提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

- (1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
- (2) 入居者が家賃を滞納したとき。
- (3) 入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (4) その他入居者の行為によって県に損害を与えたとき。

旧 緊急 連絡 人	住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 () -		
	フリガナ 氏 名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)	入居者との 続柄又は 関係	
新 緊急 連絡 人	住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 () -		
	フリガナ 氏 名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自署)	入居者との 続柄又は 関係	
変 更 の 理 由				

別記第 6 号様式中「連帯保証人異動届」を「緊急連絡人住所等変更届」に、「連帯保証人住

所」を「緊急連絡人住所」に、
 「法人にあつては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の氏名」を

「法人等にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」に、「連帯保証人に異動」を「緊急連絡人の住所

等に変更」に、「鹿児島県特定公共賃貸住宅条例第 12 条第 3 項」を「鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則第 6 条第 2 項」に改め、同様式注中「氏名若しくは勤務先(法人)」を「又は氏名(法人等)」に改め、「又は知事が別に定める事項のうち、該当するもの」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。